

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 28 年 6 月 3 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 29 年 8 月 9 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 29 年 9 月 5 日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課 (対象公社等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
管理課 (公益財団法人山形県建設技術センター)	(役員報酬の遡及適用) 役員報酬に関する規程の一部改正決議により、遡及的に決議事項の効力を適用させる場合には、遡及する旨を評議員会若しくは理事会の議事録への記載、必要に応じた規定化などの対応が必要である。	平成 29 年 3 月 21 日開催の理事会において、「役員及び評議員の報酬等の額の改定を遡及適用する場合の取扱い」を制定した。
管理課 (公益財団法人山形県建設技術センター)	(旅費交通費の過大計上) 役員に対して支給された宿泊料に、規程の適用誤りにより、過大に支給されたものがあつた。誤りを速やかに補正するとともに、今後旅費計算が正しく行われるようにチェック体制の強化が必要である。	宿泊料の過払分については速やかに返納手続を行い、平成 27 年 12 月 4 日に納付された。 また、再発防止策として、担当者用の旅費事務マニュアルへ宿泊料区分の適用範囲を追記して詳細化するとともに、支出審査者用のチェックマニュアルを新たに作成し、審査事務の機能を強化した。